

島根水道株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員が仕事と家庭を両立でき、その能力を十分に発揮しながら誇りとやりがいを持って、業務に従事できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 現状と課題

【現状】

- (1) 女性社員は、正社員の22%(11人)で事務職、営業職、技術職に配属されているが、女性の係長級以上の役職者が未だにいない。
- (2) 女性社員のための専用の休憩室及び更衣室がない。

【課題】

- (1) 意見・要望を聞き、女性活躍の場の拡大に繋がる方策を具体的に考える必要がある。
- (2) 女性社員のキャリアアップへの意識・意欲の更なる向上を図る必要がある。
- (3) 休憩室や更衣室等の女性社員の就労環境改善・整備の実現に繋がる具体策が必要である。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性社員の平均勤続年数約12年を3年以上伸ばし、15年以上にする。

〈取組内容〉

- 令和05年05月～ 定期的かつ長期的な女性社員からの要望調査・検討会の実施
- 令和06年02月～ 女性専用の休憩室及び更衣室の整備(本社)
- 令和06年06月～ キャリアアップに向けた意識調査と継続的な意見交換の実施
- 令和06年12月～ キャリアアップを目指す女性社員の為のセミナー等への参加支援
- 令和07年03月～ 女性が活躍できる職場である事についての積極的な広報活動

目標2：女性の係長職を2名以上登用し、管理職登用への取り組みを開始する。

〈取組内容〉

- 令和06年01月～ 女性係長職を配置する部署の検討
- 令和06年06月～ 対象者を把握する為の面談、意向確認、適性確認等の実施
- 令和06年12月～ 候補者を選んで、係長職向けの研修等を実施する
- 令和07年06月～ 女性係長職の2名登用完了
- 令和07年12月～ 女性管理職(課長職)登用への取り組み開始